

一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類調査結果

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域におけるダイオキシン類による水質、土壌等の汚染状況を把握することを目的とする。

2 調査方法

河川の水質及び底質については本市域を流れる主要 3 河川の下流 3 地点を対象に、海域の水質及び底質については水質に係る常時監視地点である 2 地点を対象に、それぞれ調査を実施した。また、地下水及び土壌については、市内各 2 地点において調査を実施した。

公共用水域水質及び地下水については日本工業規格 K 0312、公共用水域底質については「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル」（平成 20 年 3 月環境省）、土壌については「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」（平成 20 年 1 月環境省）に基づきそれぞれ調査を実施した。

3 調査結果

（1）公共用水域水質及び底質（河川）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/l	底質 pg-TEQ/g	
花見川	新花見川橋	0.077	7.5	平成 31 年 1 月 21 日
都 川	都 橋	0.065	0.55	
葎 川	日 本 橋	0.047	0.44	

（2）公共用水域水質及び底質（海域）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/l	底質 pg-TEQ/g	
東京湾	NO.1	0.36	10	平成 31 年 2 月 19 日
	NO.3	0.11	33	

(3) 地下水調査結果

区 名	調査地点		測定値 pg-TEQ/l	調査日
若 葉 区	大 宮	A1	0.030	平成 31 年 2 月 5 日
緑 区	泉 谷	A2	0.030	

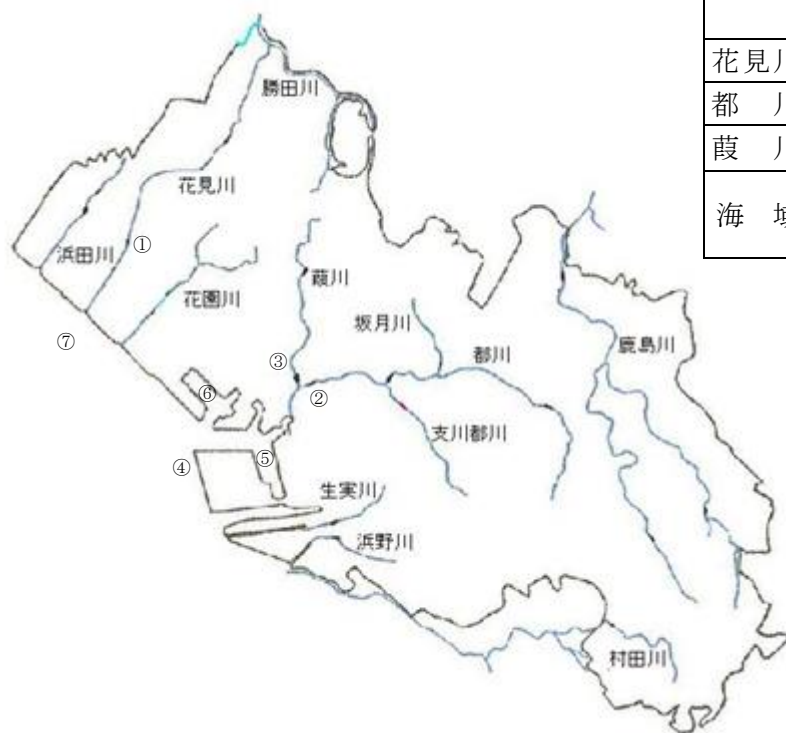
(4) 土壌調査結果

区 名	調査地点		測定値 pg-TEQ/g	調査日
若 葉 区	大 宮	A1	1.2	平成 31 年 2 月 5 日
緑 区	泉 谷	A2	0.55	

4 調査結果の評価

- (1) 公共用水域の水質（河川及び海域）については、0.047～0.36 pg-TEQ/l であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/l）を達成していた。
- (2) 公共用水域の底質（河川及び海域）については、0.44～33 pg-TEQ/g であり、すべての地点で水底の底質の汚染に係る環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成していた。
- (3) 地下水調査結果については、0.030 pg-TEQ/l であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/l）を達成していた。
- (4) 土壌調査結果については、0.55～1.2 pg-TEQ/g であり、すべての地点で土壌の汚染に係る環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成していた。

河川・海域・底質



	N o	調査地点
花見川	①	新花見川橋
都 川	②	都橋
葎 川	③	日本橋
海 域	④	東京湾N o. 1
	⑤	東京湾N o. 3

花見川区

美浜区

稲毛区

中央区

若葉区

緑区

A1

A2

	N o	調査地点
若 葉 区	A 1	大 宮
緑 区	A 2	泉 谷